沖縄県ソフトボール協会懲戒規程

 （趣旨）

第１条 この規程は、沖縄県ソフトボール協会に登録されたチーム及び選手の懲戒について、必要な事項を

 定めるものとする。

 （懲戒の手続き）

第２条 沖縄県ソフトボール協会は懲戒にあたって、当該チームまたは選手の陳述及び記録、その他あらゆ

 る客観的な事実または資料に基づいて、これを行わなければならない。

 （停止の期間）

第３条 不正や不当な行為に対する出場停止の期間は、３か月以上２年以内とする。

 ２ 出場停止期間中のチームまたは選手は、沖縄県ソフトボール協会（支部を含む）が主催する大会には

 参加することはできない。

 ３　出場停止の起算は、不正や不当な行為が発覚した日からとする。

 （懲戒の記録）

第４条 事務局長は、懲戒記録を第１号様式により保管するものとする。

 （補則）

第５条 この規程に関し必要なことは、別に定める。

 　　附則

 この規程は、平成１３年　４月１３日から施行する。

 沖縄県ソフトボール協会懲戒規程細則

　（目的）

第１条 この細則は、沖縄県ソフトボール協会懲戒規程第５条に基づき懲戒の内容及び期間等について、必

　要な事項を定めるものとする。

（適用除外）

第２条 沖縄県ソフトボール協会に登録したチームであっても、沖縄県中学校体育連盟及び沖縄県高等学校

 体育連盟に属するチームは、この規程の対象外とする。ただし、教職員以外の外部コーチについてはこの

 規程の対象となる。

 （内容及び期間等）

第３条 内容及び期間等については、下表を標準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  懲 戒 に 当 た る 事 項 及 び 内 容 等 |  停 止 期 間 |  対　象　者 |
|  1.大会中に審判員等に対する暴力行為 2.出場権付与後に県外大会へ出場しない場合 （正当な事由がある場合を除く） 3.県内大会で不正選手を出場させた場合 4.県外大会で懲戒を受けた場合 （日ソ協は全国大会で棄権した場合、チーム及び所属　　 支部に対し１年のペナルティ。平成１３年度以降） 5.その他の不正行為　（例　大会を棄権したチーム） |  １年 　　 １年 １年 １～２年 ３カ月～２年 |  監督･コーチ･当事者 チーム･登録者全員 チーム･登録者全員 チーム･登録者全員 行為により決定 |

 ※懲戒処分を受けた者を、その期間中に新たに選手登録したチームもこの規程の対象となる。

 （懲戒委員会の組織）

第４条 懲戒委員会は沖縄県ソフトボール協会の役員（常任理事）をもって組織し、委員長は理事長をも

 って充てる。

 （関係者への事情聴取等）

第５条 理事長及び審判長並びに事務局長は、懲戒を受ける当該者（監督）への事情聴取、その他あらゆる

 客観的な事実の資料収集を行うこと。また、関係者から必要な書類を提出させることができる。

 （除斥）

第６条 委員長又は委員は、自己または所属するチームの一身上に関する事案については、その議事に参与

 することができない。ただし、委員会の同意があったとは、会議に出席し発言することができる。

 （その他）

第７条 その細則に定めるものを除くほか、必要な事項が生じたときは委員会で定める。

 附則

 この細則は、公布の日から施行する。

第１号様式

 懲　戒　記　録

|  |  |
| --- | --- |
|  項　　　　　目 |  内　　　　　　　　　　容　　　　　　　　　等 |
| １．対象大会名 |  　　　　　　　　 （主管支部：　　　　　　　　　) |
| ２．対象チーム |  　　　　　　　　　（登録種別：　　　　　　　　　) |
| ３．対　象　者 | ①監督（　　　　　　　　　　　）②コーチ（　　　　　　　　　　　　　　　）③登録選手 |
| ４．期　　　間 |  自：令和　　年　　月　　日　～　至：令和　　年　　月　　日 |
| ５．内　　　容 |  沖縄県ソフトボール協会懲戒規程細則 第３条第　号 違反 事実関係： |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| ６．決定年月日 |  令和　　年　　月　　日 （令和　　年　　月　　日定例理事会） |
| ７．添付資料 |  |

令和元年7月吉日

関係各位

住　 所：西原町翁長４５１　２Ｆ

団体名：沖縄県ソフトボール協会

代表者名： 安里　嗣則

（公印省略）

**出場資格停止について**

日頃より、沖縄県ソフトボール協会関連行事に参加、いただき感謝申し上げます。

さて見出しの件についてですが先日の（夏季壮年大会）において指導者資格の不正利用が発覚いたしました。

協会としては理事会を開催し協議した結果、（協議懲罰規定）に照らし合わせ発覚後から、1年の協会主催大会への出場資格停止処分と決定いたしました。

当該チームの年間登録者についてはその間に他チームへの移籍登録は禁止されています。

種別を変えての登録・参加も認められません。

また、出場資格停止処分を受けているメンバーを停止処分期間に受け入れた場合は

（懲罰規定）の対象となります（責任者）はご注意願います。

　協会としてはチームの任意協力で参加資格条件を認めていましたが再発防止策として

2020年、年間登録より指導者資格証（有効期日入り）のコピーを添付、提出を義務づけいたします。

　2019年度は8月からの監督会議の際に参加申込書と一緒に提出ください。

　　今回の当該チームは下記記載いたします。

※出場停止処分（ビッグウェーブ・壮年チーム）

出場停止処分期間

　 （2019年7月5日（金）〜2020年7月4日（土）

 登録について

 （2020年新規登録は認める。）対象者2019年登録記載のもの。

 ※厳重注意処分 　　（西原クラブ）

以下は、よく起こる事例です。

例）　指導者資格の資格有効が過ぎていることを把握しながら、大会出場していた。

　　　　　　（棄権）　協議懲罰規定　第3条　5項

　　　　　　　1年間の出場停止。

例）大会当日、開始時間になっても会場に来ない。（主管支部事務局に連絡もない。）

（棄権）必携9ページ　４項　試合（９）

　　　　　　　　　　1年間の出場停止。

例）大会当日、開始時間になったが人数が足りない。

（没収）ルールブック５４ページ　5―3項（６）

厳重注意。